

# 記載要領

様式第 26 の 3(第 62 条の 2 の 2 関係)

## 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書 (危険物の貯蔵管理等の状況)

		1 年 月 日				
		2 殿 申 請 者				
		3 住所 (電話 ) 氏名 (印)				
4 設置者	住 所					
	氏 名	電話				
設 置 場 所		5				
タンクの呼称又は番号		6				
設置の許可申請年月日		7 年 月 日				
設置の許可年月日及び許可番号		8 年 月 日 第 号				
9 基準適合届出		新基準適合届出( 年 月 日)・第一段階基準適合届出( 年 月 日)				
10 貯蔵危険物の類、品名、化学名		第 類				
貯 蔵 最 大 数 量		11 k l				
12 水等の管理		屋根形式(固定屋根・固定屋根以外)・水等成分管理の実施*(有・無)				
13 貯蔵危険物の腐食性		有 ・ 無				
14 貯蔵条件		油種、管理温度、不活性ガス封入等腐食の発生に著しい影響を及ぼす貯蔵条件の変更の予定	有 ・ 無			
腐タンク食の率の	15 アニユラ板厚	設計板厚	mm	底 板	設計板厚	mm
		検査時最小板厚	mm		検査時最小板厚	mm
		最小板厚	mm		最小板厚	mm
		腐食率が最大となる板の経過年数	年		腐食率が最大となる板の経過年数	年
		腐食率	mm/年		腐食率	mm/年
16 タンク底部外面の腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルトサンド・電気防食・その他( )				
	雨水浸入防止措置	適 ・ 否				
17 次期開放時期板厚推定値	次期開放予定時期	年 月				
	アニユラ板の板厚推定値	mm	底板の板厚推定値	mm		
18 補修・変形*	補修の適・否	適 ・ 否				
	有害な変形の有無	有 ・ 無				
19 不 等 沈 下 *		最大値のタンク直径に対する割合				
20 支 持 力 ・ 沈 下 *		平均沈下量 mm / 年				
21 維持管理体制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生				有・無	
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令				有・無	
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反				有・無	
	保安作業従業者に対する適切な教育訓練*				適・否	
	保安のための適切な巡視、点検*				適・否	
受 付 欄		備 考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。  
 3 \*印の欄に関しては、必要に応じ図面、資料等を添付すること。  
 4 印の欄は、記入しないこと。

# 記載要領

〔特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（危険物の貯蔵管理等の状況）記入要領〕

1. 申請日（申請書提出日）を記入する。
2. あて先は、「東京消防庁 消防総監」と記入する。島しょ地区の場合は「東京都知事」と記入する。
3. 「申請者」欄は、設置者又は施設を管理・使用している代表者名を記入する。法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地とし、社印及び代表者印を押印する。
4. 「設置者」欄は、当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。法人の場合は名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
5. 「設置場所」欄は、当該危険物施設の所在地を記入する。
6. 「タンクの呼称又は番号」欄は、当該タンクの通称名又は番号を記入する。
7. 「設置の許可申請年月日」欄は、当該施設の設置許可申請年月日及び番号を記入する。
8. 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該施設の設置許可年月日及び番号を記入する。
9. 「基準適合届出」欄は、新基準又は第一段階基準の適合届出書の提出年月日を記入する。
10. 「貯蔵危険物の類、品名、化学名」欄の化学名は、ガソリン、軽油等と記入する。
11. 「貯蔵最大数量」欄は、許可数量を記入する。
12. 「水等の管理」欄は、該当する項目に 印をつける。なお、浮き屋根付き固定屋根は、固定屋根とする。
13. 「貯蔵危険物の腐食性」欄は、該当する項目に 印をつける。
14. 「貯蔵条件」欄において、「油種」とは油種変更（同一類の変更も含む）をする場合を、「管理温度」とは貯蔵危険物の管理温度に変更がある場合を、「不活性ガス封入」とは窒素シール等を新設又は撤去した場合をいい、腐食の発生に著しい影響を及ぼすと考えられる貯蔵条件に変更がある場合をいう。
15. 「タンクの腐食率」欄は、次により記入する。  
「設計板厚」は、許可申請書等の設備構造明細書又は設計図書に記載されている板厚を記入する。  
「検査時最小板厚」は、保安検査等で測定した箇所の最小値を記入する。  
「最小板厚」は、補修後の最小厚さを記入する。  
「経過年数」は、完成検査日又は前回の保安検査日等から起算する。  
「腐食率」は、次式により求めた値を記入する。

$$\text{腐食率} = \frac{\text{設計板厚 (mm)} - \text{検査時最小板厚 (mm)}}{\text{経過年数 (年)}}$$

この場合、板厚測定値がいずれも設計板厚の80%を超える場合の検査時最小板厚は、直径10mmの円周上に均等にとった3点の測定値の平均が最小となる値とすることができる。なお、測定結果に基づき底部の補修を行う場合にあっても、腐食等の計算に反映させることはできない。

16. 「タンク底部外面の腐食防止措置」欄は、該当する項目に 印をつける。  
アスファルトモルタル、アスファルトコンクリート等は、「その他（ ）」に記入する。
17. 「次期開放時期板厚推定値」欄の「板厚推定値」は、次式により求めた値を記入する。

$$\text{次期開放予定時期における板厚推定値} = \text{最低板厚 (mm)} - \frac{\text{設計板厚 (mm)} - \text{検査時最小板厚 (mm)}}{\text{経過年数 (年)}}$$

× 時期開放予定時期までの経過年数

なお、アニュラ板とは、環状底板型にあってはその環状底板をいい、底板型にあっては側板内面から1.5m（側板の最下段の厚さが20mm以下にあっては1.0m）の範囲の底板の部分进行いう。また、底板とはアニュラ板以外の部分进行いう。

18. 「補修・変形」欄  
「補修の適否」は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について（平成6年9月1日消防危第73号）の別添1「補修基準」により、また「有害な変形の有無」は、別添2「タンクの変形の判断基準」により判断し、いずれか該当する項目に 印をつける。

## 記載要領

19. 「不等沈下」欄は、最大値（最大沈下量から最小沈下量を引いた沈下量）をタンク直径（内径）で割った商を、分子1とした分数で記入する。なお、沈下測定は許可液面の80%以上の液面高さにおいて測定したものである。
20. 「支持力・沈下」欄は、過去の沈下量測定記録（3年間以上）に基づいた年平均沈下量を記入する。この場合、沈下測定は許可液面の80%以上の液面高さにおいて測定したもので、沈下量はタンクヤード全体の地盤沈下量は差し引くことができる、また、タンクの全測定点の平均をもとに算定する。
21. 「維持管理体制」欄は、「有無」及び「適否」のいずれか該当する項目に印をつける。「適否」については、法令に定める教育訓練、点検を実施しているかどうかにより、判断した結果を記入する。